鳥取市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２５日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第１２号

鳥取市墓地条例の一部を改正する条例

鳥取市墓地条例（昭和４６年鳥取市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

２　記名板（埋蔵された者の氏名を刻字するため、合葬式墓地に置く板をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、合葬式墓地の使用の許可を受けている者でなければならない。

第４条第１項中「する者」の次に「及び記名板を使用しようとする者」を加える。

第５条第１項中「受けた者」の次に「及び記名板の使用の許可を受けた者」を加える。

別表第１円護寺墓地の項中「４３，０００円」を「５３，０００円」に改め、同表に次のように加える。

記名板	１枚につき５０，０００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取市墓地条例別表第１の規定は、この条例の施行の日

以後に使用の許可を受けた者について適用し、同日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。